

令和2年4月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和2年4月15日（木）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和2年4月15日（木）午後4時45分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 協議事項2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立に係る教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置について
- 第 5 報告事項 三木市スポーツ推進委員の委嘱について（文化・スポーツ課）
- 第 6 報告事項 三木市指定文化財の指定について（文化・スポーツ課）
- 第 7 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（学校教育課）
- 第 8 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（教育センター）
- 第 9 報告事項 青少年補導委員の委嘱について（教育センター）
- 第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（人権推進課）
- 第11 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第12 その他
- 第13 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美

委	員	浦 崎	秀 一
委	員	大 北	由 美
委	員	實 井	政 治

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	石 田	英 之
教育振興部長	横 田	浩 一
教育総務課長	五百蔵	一 也
文化・スポーツ課長	金 井	善 純
学校教育課長	坂 田	直 裕
教育センター所長	橋 本	泰 一
人権推進課長	平 井	隆 禎
教育総務課係長	丸 岡	ま や

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和2年4月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、大北委員と實井委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和2年3月定例会（19日開催）及び令和2年3月臨時会（10日、13日及び24日開催）の会議録について委員に諮り、令和2年3月定例会（19日開催）の「令和2年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について」に対する発言内容について修正を求める発言があっ

た。教育長が、このことについて委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

本日の会の進め方について

新型コロナウイルス感染防止対策として、規模の縮小及び時間短縮を図るため、日程第11の所管課（室）の報告事項については、事務局の説明を割愛し、書類の配布のみとすることを教育長が委員に諮り、了承を得た。

日程第4 協議事項2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立に係る教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

この法律改正の趣旨は、「教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を定めること、及び「三木市立学校園等の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を定め、教育職員の適切な業務量の管理を行うというものである。制定する規則（案）、当該規則に基づき定める方針（案）及び参考資料を掲載している。

20ページ及び21ページの校務分掌表に教育職員の業務内容を記載している。教育職員の業務改善に関する取組及び成果を報告する場として、各校の教育職員及び事務職員で構成される学校業務改善推進委員会を毎年開催している。9ページから15ページにかけて、委員会の報告資料を掲載している。教育職員の業務改善のための効果的な取組を共有することで、市単位での改善を図っている。教育職員の超過勤務時間については、平成30年度から令和元年度にかけて減少傾向にあり、今後その勤務形態について、更なる改善を図っていく。

（西本教育長）定めようとする規則と方針の内容も合わせて説明願う。

(坂田学校教育課長) 教育職員の超過勤務時間の上限について、1月につき45時間、1年につき360時間と定め、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことが必要な場合においては、教育職員の在校時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とし、教育職員の業務の量の適切な管理に努めていく。その上限は、1つ目に当該年度につき720時間、2つ目に1月につき100時間、3つ目に1月につき45時間を超える月が当該年度につき6月、4つ目に当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間である。4ページから6ページに掲載している方針については、具体的な取組の内容を挙げている。

方針中の第3、第4、第5及び第6の内容については、24ページから26ページに掲載している県の方針を基に作成している。

(西本教育長) 規則及び方針ともに県に準拠した形であるという認識でよいか。

(坂田学校教育課長) そのとおりである。

(西本教育長) この規則の中で定める上限時間は、強制力を持つものなのか。

(坂田学校教育課長) 「努めるものとする。」となっているため、努力目標である。

(石井委員) 3点質問がある。1点目に、三木市が行っている教育職員の業務改善に向けた取組は、いつから始まったものなのか。2点目に、この取組における成果について。3点目に、もし、数年前からの取組であれば、取組開始当初からどのような経年変化があったのかということ。以上3点について、回答願う。

(坂田学校教育課長) 具体的な取組開始年度は分かりかねるが、数年前から行っている。成果としては、業務の効率化、また、各教育職員の業務量の平準化を進める中で、超過勤務時間が減少傾向にあることが挙

げられる。

(石井委員) 業務改善推進委員会における具体的な取組が、効果的なものであったかどうかについて、教育委員会で検証をしているのか。

(坂田学校教育課長) 検証は行っている。効果のあった取組の一例として、定時退勤日の設定が挙げられる。設定する曜日等について、業務改善推進委員会での協議内容を大いに参考にさせてもらっている。

(石井委員) それで、超過勤務の減少に繋がったのか。

(坂田学校教育課長) 繋がっていると考えている。各教職員が定時退勤日のことを考え、見通しを立てて業務に当たるようになっている。

(大北委員) 石井委員がおっしゃっているのは、学校業務改善の推進に向けた様々な取組が挙げられているが、これら個々について、科学的な分析をすることにより、超過勤務の減少に繋がった項目はどれかということではないか。

(石井委員) 11ページに掲載されている「実施している取組」についてのグラフだけではどのような効果があったのか、具体的な成果が分かりづらい。これらの項目すべてを各学校で実施することはできないが、各学校において、このような取組を実施したので、こんな成果があったというような具体的な資料がないと、踏み込んだ議論はできないと考える。そして、膨大な教育職員の業務の中で、いわゆる形骸化しているような業務は見直していくという趣旨の記載があるが、それを決めるのは一体誰なのか。これについては、教育委員会が校長に対して指導する等、ある程度主体となって進めていく必要があると考える。

(坂田学校教育課長) 教育職員の事務量について、教育委員会で取捨選択し、削減することはできるが、各学校の実情もあるため、各学校の判断で事務作業量を削減せざるを得ない現状もある。教育委員会から依頼する業務については、必要最小限となるよう努めていきたい。

(横田教育振興部長) 補足する。近年、国及び県からの各種調査依頼が削

減されており、事務の削減にも繋がっていると考える。次に、11ページの「実施している取組」の中にある「管理職以外の呼びかけリーダー」は、現在17校で取り組んでおり、年々取り入れる学校が増えている。これは、他校の成果を参考にし、自校にも取り入れることにより、事務の削減に繋がっている一例であると言える。

(浦崎委員)教育委員に就任して今年で4年目になるが、この間において、教職員の働き方が変わったような実感はない。児童生徒と向き合うため、教職員には多くの時間を費やしていただいている。会議も必要であるが、より現場の実情を把握するため、学校へ足を運び、その実態を肌で感じることも教育委員会として必要ではないかと考える。

(坂田学校教育課長)近年、教職員の時間への意識が変わりつつあると感じている。すぐに成果を出すことは困難であるが、少しずつ成果が出てくるように努めていきたい。

(大北委員)浦崎委員が、ここ数年間の教職員の働き方について、変わったような実感はないとおっしゃったが、これについては、実感ではなく科学的な検証がなされなければならない。石井委員もおっしゃったが、業務改善に関する取組や、その結果を受けた超過勤務時間の推移等について、ここ数年間のデータを示していただかないと、改善に向けた議論は困難である。

(坂田学校教育課長)教育職員が勤務時間を記録簿として残し始めたのが平成30年度であり、それ以前の数値は無い現状がある。

(大北委員)三木市の規則及び方針を兵庫県が示す規則及び方針に準拠している点について残念に思う。これまで三木市が行ってきた取組が反映されておらず、三木市の独自性が失われていると感じている。また、資料の7～8ページにある「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」であるが、これはどのような位置付けであるのか。つまり、規則、方針とどう関連しているのか。また、毎年見直していくものなのか。

(坂田学校教育課長)規則や方針に三木市の独自性がないという点につい

ては、指摘のとおりである。独自性を持って取り組んでいく項目については、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」に示し、その内容については毎年更新し、各校に取り組んでもらう。

(西本教育長) 整理すると、三木市の規則及び方針については、兵庫県の規則及び方針に合わせ、統一的な取り扱いをする。その中で、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」は、三木市独自の事業、あるいは取り組むべき事業を毎年度見直し、更新していくことで、三木市の独自性を出そうというものである。

教職員の時間外勤務についてであるが、教職員の業務は、子どもに対する業務がそのほとんどを占めており、行政の職員と比べて、勤務時間の把握が困難であると考ええる。そのような実情の中で、勤務時間について、一定の枠組みを作り、把握するために規則及び方針を定めようとするのが、今回の法改正の趣旨であると考ええる。本来、教職員は、「生徒と向き合う時間」をより充実させるために、業務改善を行っていく必要があり、このような教育現場の実情も踏まえ、三木市の規則及び方針は、兵庫県の規則及び方針に準拠し、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」において、三木市の独自性を表そうという趣旨である。その理解でよいか。

(坂田学校教育課長) そのとおりである。

(大北委員) 方針はとても重要なものであるため、そこに三木市教育委員会独自の考え方を明確に示すことにより、業務改善に繋がっていくものと考えるので、県に準拠した内容であるのが残念である。7ページの「I 学校業務改善に係る3つの目的の共通理解」についてであるが、「1 児童生徒と向き合う時間を確保する」「2 ワークライフバランスを実現させる」「3 自分の仕事に誇りを持ち、いきいきと働く姿を子どもたちに示す」について、1や3を実現しようとするから超過勤務が増え、2のワークライフバランスを実現できない。そこで、三木市の独自性が感じられるような取組や考え方を具体的に示し、実効性のあるものにしていただきたい。また、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」の発出元及び日付が分からないので、明記していただきたい。

(西本教育長) 三木市の規則及び方針については、兵庫県の規則及び方針に準拠し、大北委員から意見もあったが、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」は、毎年度見直し、規則及び方針と関連させた上で、具体性と三木市の独自性を反映させた内容にするとともに、その発出元及び日付を記載することについて、意義はないか。

(委員一同) 異議なし。

(西本教育長) それに加え、6ページの「第7 方針の見直し」に、具体的な取組については、年度毎に見直すことを記載したいと考える。

(五百蔵教育総務課長) その内容については、5ページの「第5 三木市立学校園における取組」の冒頭に記載している。

(西本教育長) 「毎年度別に定める」のところを「毎年度『三木市における学校業務改善の推進について』で定める。」と具体的に明記することとする。

(大北委員) 7ページの「IV 市教育委員会推進内容」の4に（広報みきへの掲載）と記載されている。このように全市的に取り組んでいることを地域及び保護者の方に周知されることで、理解が得やすく、学校側としても助かるのではないか。

(石井委員) 7ページ「IV 市教育委員会推進内容」の2の「留守番対応電話の導入」について、早期退勤に繋がると思うが、後日かけ直しをすることで、時間が合わず、円滑に業務を行えないと考える。

(坂田学校教育課長) 「広報みき」などで周知することにより、保護者や地域の方々の協力を仰ぎながら進めたいと考えている。

(石井委員) 7ページに記載の取組内容について、新規または継続の区別がつかないため、区別がつくように修正する必要があると考える。

(西本教育長) 規則及び方針については兵庫県に準拠し、「令和2年度 三

木市における学校業務改善の推進について」は、三木市の独自性及び具体性をさらに深めるように事務局は修正を求む。

規則については、議決が必要だが、方針も議決が必要か。

(五百蔵教育総務課長) 県は定例会で規則を議決し、その後公布している。

方針については、協議のみで議決されていない。三木市においても、規則は議決し、方針については協議のみとしたい。

(石井委員) 6 ページ「ウ 健康管理の徹底」に、「在校等時間から所定の勤務時間を除した時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。」とあるが、これに加えどのような条件で医師による面接指導が実施されるのか。

(西本教育長) 労働安全衛生法の規定により、1月の時間外労働が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者には、産業医の面接指導が義務付けられている。

(大北委員) 5 ページ「エ 外部人材の積極的な活用の推進」について、「必ずしも教員が担う必要が無い業務について外部人材を積極的に活用する」とあるが、これは市単独事業か。部活動以外にどのような業務を想定しているのか具体的に説明願う。

(横田教育振興部長) 三木市においては、人の目の垣根隊などによる登下校の見守りを想定している。国等では、見守りなどに地域ボランティアを積極的に活用すると出ている。実際、学校現場では、月2回安全安心の日に教職員が見守りを行うが、それ以外は地域の方をお願いしている。

(西本教育長) ひょうごがんばりタイムや中学校における部活動など、今三木市で取り入れている業務は入らないのか。

(坂田学校教育課長) 大北委員の質問に部活動以外とあったため、登下校の見守りが挙げられたが、ひょうごがんばりタイムや部活動でも外部人材を積極的に活用している。なお、ひょうごがんばりタイムには一部県からの補助がある。

(大北委員) 「必ずしも教員が担う必要がない業務」とあるが、そうであれば学校で行う必要がないのではないか。

(横田教育振興部長) 国の見解は、登下校見守りなどである。

(西本教育長) 部活動についても、必ずしも教員が担う必要が無い業務と国は考えている。超過勤務で最も時間を割くものは、中学校では部活動であると認識している。

(大北委員) ひょうごがんばりタイムの内容は、本来は、教職員が担うべき仕事であるので、可能であるのなら、教職員が残って指導するのがベストである。よって、「必ずしも教員が担う必要が無い業務」とすることについては、少し疑問がある。そういうことも含め、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」に溶け込ませて欲しい。

(浦崎委員) 7ページの必須取組内容の「5 削減できる業務や学校行事を選定し、計画的に削減」についても、具体的に進めていただきたい。

また、教頭の定時退勤であるが、この問題を根本的に改善しなければ、教頭のなり手が無いと考える。

(坂田学校教育課長) 教頭の業務は、本来の業務に加えて様々な相談を受けるなど多岐にわたるため、業務の削減が捗らない。教頭の意識だけではなく、周囲の教職員の意識も、教頭の負担軽減を図るべく変わり始めている。改善内容として挙げる必要がなくなるよう一層取り組んでいく。

(西本教育長) 学校という組織は、規模の大小にかかわらず管理職は校長と教頭の2人のみである。教頭の業務の一部を主幹教諭が担うなど、仕訳ができれば良いが難しいのが現状である。

(石井委員) 8ページ「教頭の定時退勤(継続取組)にある「5 学校長が達成に向けた支援をする。」について、具体的に説明願う。

(横田教育振興部長) 教頭は校長よりも先には帰りにくいため、校長が教頭に声をかけて定時退勤を促すことが挙げられる。

(浦崎委員) 「6 全市的な取組として行う。」について説明願う。

(西本教育長) 全校的に取り組む、良い取組であれば共通理解するという認識で良いか。

(坂田学校教育課長) そのとおりである。

(西本教育長) この点についても具体的な記載をすることとする。

来月の定例会では、規則を議案として挙げることに、また、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」は、さらに議論を深めるため、協議事項として取り扱いたいと考えるが、意義はないか。なお、規則は枠組みであり、月45時間並びに年360時間の超過勤務の上限は全国一律で、統一的なものであるため、このまま進め、「令和2年度 三木市における学校業務改善の推進について」に記載する具体的な内容を協議願いたい。

(委員一同) 異議なし。

日程第5 報告事項 三木市スポーツ推進委員の委嘱について

○金井文化・スポーツ課長が、次のように説明した。

三木市スポーツ推進委員に関する規則第1条の2の規程に基づき、三木市スポーツ推進委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

三木市の体育協会から12名、地区推薦が10名並びに事務局推薦が5名の計27名である。

日程第6 報告事項 三木市指定文化財の指定について

○金井文化・スポーツ課長が、次のように説明した。

三木市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の3点を三木市指定文化財に指定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第7号の規定により

報告する。

まず1点目として、別紙左端の写真にある木造不動明王立像は像高91.8cmで、平安中期造られたとされている。次に、2点目として、別紙中央の写真にある木造不動明王立像は像高が74.7cmで、平安後期に造られたとされている。最後に、3点目として、別紙右端の写真にある木造三宝荒神立像は像高が76.0cmで、室町時代前期から中期頃に造られたとしている。

これら3点の指定文化財については、すべて志染町大谷の伽耶院本堂に祀られており、指定年月日は4月15日である。

現在、三木市の指定文化財は、これら3点を含めて18点となった。

(浦崎委員) これら3点について、修繕が必要なものはあるか。

(金井文化・スポーツ課長) 若干の色焼けは見受けられるが、大きな傷みは見受けられないため、修繕の必要は無いと考えている。

(大北委員) 今年度指定することになった要因はなにか。

(金井文化・スポーツ課長) 昨年度、文化財保護審議会で文化財指定の勸奨があり、このたびの指定となった。

(西本教育長) 文化財保護審議会にて、指定にふさわしい文化財をテーマごとにリストアップしている。

(金井文化・スポーツ課長) 他にもリストアップしたものがいくつかあり、今後も順番に審査し、指定していく。

(西本教育長) なお、31ページの下から3行目について、「中世に遡る三宝荒神の遺例は、十指に満たず」は「全国で」を加筆し「全国で十指に満たず」とする。

(西本教育長) 市指定文化財が県に県指定文化財としての価値があると認められた場合、市の指定を取り消し、県指定文化財に指定される。

(金井文化・スポーツ課長) 三木市では、伽耶院の開山堂が平成4年に市

指定文化財に指定され、その後、平成22年に県指定文化財に変更されている。

(大北委員) 指定文化財には、市もしくは県指定などの表示はあるのか。市指定であれば市が、県指定であれば県が修繕の予算を持つと考えられるが、伽耶院を訪れた際、素人目に見て修繕が行き届いていないように見受けられた。

(金井文化・スポーツ課長) 分かるように表示している。

(西本教育長) 伽耶院については、県及び寺院と協力しながら適切な保存に努めている。

日程第7 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

昨年度末に退職した勤続30年以上の教員を対象に、令和2年3月31日に感謝状を授与した。

日程第8 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○橋本教育センター長が、次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

通算5年以上経験もしくは班長以上の職を務め、令和元年度末に退任した青少年補導委員12名に感謝状を授与した。

(浦崎委員) 表にある年数は、平成10年からの在任期間ということか。

(橋本教育センター長) そのとおりである。ただし、継続して務めた委員もおられるが、期間が空いている委員もおられる。

日程第9 報告事項 青少年補導委員の委嘱について

○橋本教育センター長が、次のように説明した。

三木市青少年センター運営に関する規則第4条第2項の規定に基づき青少年補導委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

委嘱の理由は期間の満了のため、委嘱の期間は本年4月1日から2年間、委嘱された方については、記載のとおりである。

日程第10 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○平井人権推進課長が、次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

勤続年数が5年以上かつ令和元年度に退任した人権教育指導員が対象である。山本和民氏については8年間務められた。

日程第11 各課の所管事項について

(石田部長) 報告事項について、コロナ対策のため資料作成後に中止が決定されたものがあり、口頭で説明する予定であった。今回、口頭での説明を割愛するが、資料の中に中止されたものがあることを含みおき願う。

(大北委員) 学校教育課の報告事項について、定例校園長会のみ記載があるが、臨時校園長会もあったのではないか。コロナ対策について協議したことを資料にも記載願う。

(石田部長) 臨時校園長会の記載も含め、中止した事業等についても資料を整理する。

(西本教育長) それでは本日の資料に追加修正する。

日程第 1 2 その他 なし

日程第 1 3 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催日程について諮り、令和 2 年 5 月 2 0 日午後 3 時から開催することを決定した。

閉 会

教育長が、令和 2 年 4 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和 2 年 4 月三木市教育委員会定例会会議録】

教 育 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者